

令和5年度 福祉・介護職員処遇改善について

- ・令和5年4月より職員（パート含む）へ給与、賞与として支給します。

【支給額計上内訳】

- ・月給与
- ・一時金（賞与）
- ・社会保険料（会社負担分）

福祉・介護職員処遇改善加算について

令和5年度「福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ」を申請してしています。

（1）キャリアパス要件について

「キャリアパス要件Ⅰ」

次の①から③までのすべての要件を満たす。

- ① 職員の職位、職責または職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
- ② 職位、職務等に応じた賃金体系について定めている。
(一時金等の臨時的に支払われるものを除く)
- ③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知している。

「キャリアパス要件Ⅱ」

- ① 福祉・介護職員の職務内容を踏まえ、意見交換しながら資質向上の目標及び下記のイ、ロに関する計画を策定し研修の実施または研修の機会を確保している
イ・資質向上のための計画に沿って、研修会の提供または技術指導を実施するとともに福祉・介護職員の能力評価を行う
行政の資料や社内で準備した資料を用いて法人の全職員対象に研修を行っている。同時に職員のスプレッドリスクを低減させる
必要性の話し合いメンタルヘルスも取り組んでいる。
ロ・資格取得のための支援の実施
上記についてすべての福祉・介護職員に周知している。

「キャリアパス要件Ⅲ」

- ① 福祉・介護職員について、経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けている。
- ② 上記についてすべての福祉・介護職員に周知している。

「職場環境要件について」

<入職促進に向けた取り組み>

- ・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、そのための施策・仕組みなどの明化

<資質の向上やキャリアアップに向けた支援>

- ・働いながら介護福祉士の取得を目指すものに対する実務経験者受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に
研修の受講支援等
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連携

<両立支援・多様な働き方の推進>

- ・職員の事情等に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員が正規職員への転換の制度等の整備

<腰痛を含む心身の健康管理>

- ・短時間勤務労働者党も受信可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策
- ・事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

<生産性向上のための業務改善の取り組み>

- ・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字を取ったもの）等の実践による職場環境の整備
- ・業務手順書の作成や、記録、報告様式の工夫等による情報提供や作業負担の軽減

<やりがい・働きがいの構成>

- ・ミーティング等による職場内のコミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ・支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供